

説 明 書

令和 7 年 4 月 1 4 日

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 埼玉県 S D G s 官民連携プラットフォーム「埼玉の豊かな水とみどりを守り育てる」分科会 都市公園の持続可能な利活用と環境保全に関する検討部会(次世代につなぐ大宮公園検討グループ)運營業務
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日 (月)
- (4) 業務内容 別添「埼玉県 S D G s 官民連携プラットフォーム「埼玉の豊かな水とみどりを守り育てる」分科会 都市公園の持続可能な利活用と環境保全に関する検討部会(次世代につなぐ大宮公園検討グループ)運營業務仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり。
- (5) 委託予定額 2,640,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

2 資格要件

下記(1)～(5)のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部について協力企業等に再委託等することを妨げるものではない。再委託をする場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。なお、再委託先の金額が受注者の金額(再委託先の金額を除く)を上回らないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)

第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

(6) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

3 選定基準

2の要件を満たしている者の中から、次の評価項目・評価基準に基づいて選定する。「評価の視点」に2段で記載されている場合、上段がより高配点の項目となる。また、括弧書きが記載されている場合、括弧内の左側がより高配点の項目となる。

審査項目	審査内容	配点
業務の実 計画	ア 業務の目的、条件、内容及び現状を理解しているか イ 業務を効果的・効率的に実施できる事業計画となっ ているか ウ 業務実施方法が具体的で実現性があるか エ スケジュール、作業工程等の事業計画は無理のない ものであるか	20
企画提案内 容	ア 仕様書に基づき内容を的確に反映した提案となっ ているか イ これまでの取組状況を把握し、適切な分析が行われ ているか ウ 提案者の強み、ノウハウを生かした提案となってい るか エ 部会の全体運営に関する提案内容は、具体的で実現 性が高いか	30
実施体制	ア 本業務の実施に必要な人員及び実施体制が確保さ れているか イ 事故があった場合等の危機管理対応等は十分か	20
見積価格	ア 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足 なく積算されているか	10

総合評価	ア 受託候補者として提案内容が的確か	20
------	--------------------	----

4 企画提案を求める具体的な内容

以下の内容について任意様式の資料を提出すること。なお、以下の内容以外の資料を添付した場合、その内容は評価の対象としない。

(1) 業務実施体制

具体的な業務実施体制や業務経験を記載すること。

(2) 業務工程等

業務実施に係る具体的なスケジュール、手順、作業内容等について記載すること。

(3) 業務内容

本業務に関する基本的な考え方、実施内容、調査手法等について記載すること。

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県都市整備部公園スタジアム課公園企画担当 有留、松村

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-5403（直通）

FAX 048-830-4883

電子メール a5400-06@pref.saitama.lg.jp（代表）

6 手続き

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

① 受付期間 令和7年4月15日（火）午前9時から

令和7年4月22日（火）午後5時まで

② 受付方法 この募集要領に関する質疑は、電子メールに質問書（様式1）を添付して送付すること。なお、電子メールの件名は「（企業名・提出日）埼玉版SDGs官民連携プラットフォーム都市公園の持続可能な利活用と環境保全に関する検討部会（次世代につなぐ大宮公園検討グループ）運營業務に関する質問」とすること。

なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個

人名を記入しないこと。

- ③ 回答方法 令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時までに埼玉県 Web ページ上において、企業名等を伏せて掲載する。

参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上でプロポーザル参加意思表明書を提出すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加者に適用する。

（2）企画提案書の提出について

- ① 提出期間 令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 9 時から
令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時まで

- ② 受付方法 電子メールにより提出すること。

業務企画提案届（様式 2）、当該業務の実施体制、業務工程および業務内容に関する提案書（様式任意）、当該業務に係る参考見積書および内訳書（様式任意）及び会社概要が分かるパンフレット等を併せて提出すること。

資料の受付を確認後、電子メールにてその旨を連絡する。

7 企画提案書提出後の予定

- （1）一時選定の有無 無

- （2）書類審査の方法

委託先候補者の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「埼玉版 SDGs 官民連携プラットフォーム都市公園の持続可能な活用と環境保全に関する検討部会（次世代につなぐ大宮公園検討グループ）運營業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において書類審査を行い、審査委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書を提出した者が 1 者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

- （3）選定結果通知方法

- ① 審査委員会による企画提案書の審査結果を参考に、委託先候補者を決定する。
- ② 審査結果は応募者に対し書面により通知する。通知は電子メールにより行

う。

③ 委託先候補とならなかった者は、審査結果の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができる。

④ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。回答は電子メールにより行う。

（4）その他

提案された企画内容を元に、委託候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

8 その他

（1）契約書作成の要否 要

（2）手続きにおいて使用する言語及び通貨

① 言語 日本円

② 通貨 日本円

（3）提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合は、審査委員会による審査を受けることができない。

（4）提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。

（5）落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

（6）応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

（7）応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

（8）提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

（9）参加者が1者の場合であっても、選定を行う。

（10）委託候補者を選定後、業務を進めるうえでより良い内容とするため、発注者から提案を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映を行うことがある。

（11）企画提案書の虚偽記載について

- ① 発注者は、契約締結前に、提案資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その提案資料を提出した者は失格とする。
- ② 発注者は、契約締結後に、提案資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。受注者は、このことにより埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。